

社会福祉施設等の非常災害対策等について

1

島根県健康福祉部地域福祉課

非常災害対策等について

2

➤ ① 社会福祉施設等の被災状況の把握等

災害発生時には、ライフラインの確保、必要な物資の供給、被災施設の早期復旧等、必要な措置を速やかに講じていくことが必要です。そのためにも可能な限り迅速な情報収集が重要ですので、あらかじめ被災状況の把握方法等について確認し定めておく必要があります。

➤ ② 社会福祉施設等の土砂災害対策・津波対策の徹底について

近年の大規模災害の発生等を踏まえ、洪水等の浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内、津波災害警戒区域内にある施設等については、「避難確保計画」の作成及び避難訓練の実施が義務づけられています。

➤ ③ 社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）策定について

災害時の事業継続のために「事業継続計画（BCP）」を策定しておくことが有効です。

行政支援開始の目安である被災後3日目まで自力で業務継続するための備蓄をしておきます。可能であれば7日分程度の備蓄を考えてください。

被災時には、適宜、電源車や給水車の支援要請を検討してください。また、医療的配慮が必要な入所者等については、必要に応じ協力提携病院等に一時避難を依頼できるよう、平時から連絡調整等を行ってください。

非常災害対策計画と避難確保計画の比較

3

計画	非常災害対策計画	避難確保計画
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ◇厚生省令、厚生労働省令、島根県条例 <ul style="list-style-type: none"> ○介護保険施設等 <ul style="list-style-type: none"> 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（H11.3.31厚生省令第39条） 島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等 ○障害者支援施設等 <ul style="list-style-type: none"> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（H18.9.29厚生労働省令第171号） 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 等 ○救護施設等 <ul style="list-style-type: none"> 救護施設、更正施設、授産施設及び宿泊提供施設の設備及び運営に関する基準（S41.7.1厚生省令第18号） 島根県救護施設、更正施設、授産施設及び宿泊提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 等 ○児童福祉施設等 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（S23.12.29厚生省令第63条） 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 等 	<ul style="list-style-type: none"> ◇水防法（S24法律第193号） ◇土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（H12法律第57条） ◇津波防災地域づくりに関する法律（H23法律第123号）
対象	社会福祉施設等	浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設
義務	非常災害対策計画の作成、避難（消火）訓練の実施	避難確保計画の作成及び市町村への提出、避難訓練の実施

計画	非常災害対策計画	避難確保計画
計画で定めるべき項目	<ul style="list-style-type: none"> ○施設等の立地条件 ○災害に関する情報の入手方法 ○災害時の連絡先及び通信手段の確認 ○避難を開始する時期、判断基準 ○避難場所 ○避難経路 ○避難方法 ○災害時の人員体制、指揮系統 ○関係機関との連携体制 	<ul style="list-style-type: none"> ○計画の目的 ○計画の適用範囲 ○防災体制 ○情報収集及び伝達 ○避難の誘導 ○避難確保を図るための<u>施設の整備</u> ○<u>防災教育及び訓練</u>の実施 ○自衛水防組織の業務（自衛水防組織を設置する場合に限る。）

下線赤字部分は避難確保計画にのみ求められるものであるため、以下の手引きを参考に非常災害対策計画に下線項目を加える事で、避難確保計画を作成したとみなすことが可能です。

《参考にする手引き》

洪水・内水・高潮、土砂災害、津波と対象になる災害別に分かれていた手引きが統合されました。国土交通省のホームページアドレスに掲示されておりますので参考としてください。

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

なお、不明な点については避難確保計画の報告先である市町村に確認をお願いいたします。

社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）策定

- 社会福祉施設等においては、災害や感染症などにあっても、最低限のサービス提供を維持していくことが求められており、事業の継続には、事業継続計画（BCP）の策定が有効とされています。このたび、厚生労働省から同計画の策定依頼と計画策定に係るガイドライン等の提供がありました。社会福祉施設等におかれましては、下記事務連絡等を参考に、同計画の策定をお願いします。

記

- 介護保険施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修について(令和3年2月26日付け厚生労働事務連絡)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html
- 介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について（令和2年12月14日付け厚生労働省通知）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html
- 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドライン（令和2年12月11日厚生労働省老健局作成）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000749533.pdf>
- 社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）の策定について（令和2年6月15日付け厚生労働省事務連絡）
BCP様式（別紙1）、BCP様式解説集（別紙2）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000651586.pdf>